



秋田県内の平成29年度行政相談業務実績

総務省では、国の行政全般についての苦情や意見・要望を受け付け、公正・中立の立場から関係行政機関に照会、通知、あっせんを行い、その解決の促進を図る「行政相談」を行っています。

秋田県内では、秋田行政監視行政相談センターと県内 83 名（各市町村 1 名以上配置）の行政相談委員が窓口となって行政相談を受け付けています。

1 秋田県内の平成 29 年度行政相談件数は、2,059 件（うち委員受 1,389 件）

- ・センター受付件数は、庁外受付数は増加（被災者支援特別合同行政相談所等）したが、庁内受付数が減少した。
- ・一方、委員受付件数は、老人クラブ等の各種団体に赴いてPRしたこと、大規模イベントでブースを設けて受付を行ったこと等により増加したものと判断。

2 国の行政機関等に関する相談件数は、2,059 件のうち 945 件（46%）

- ・ 国関係 945 件の内容別内訳をみると、「登記・戸籍等」（143 件、15%）、「租税」（130 件、14%）、「保険・年金」（130 件、14%）が多いのは昨年度と同様の傾向で、高齢化の進展により登記、税金、保険・年金への関心が高まっていることが背景としてあると思われる。

3 委員受付分 1,389 件については、国関係 514 件（37%）、地方公共団体 650 件（47%）、民事 225 件（16%）。空家や大雨被害に関する相談など。

- ・ 行政相談委員は、實際上、国・地方のあらゆる相談の窓口として役割を果たしている状況。
- ・ 国関係 514 件の内容別内訳をみると、保険・年金（109 件、21%）が最も多くなっている。なお、国以外の相談も含む 1,389 件の内容をみると、空家に関する相談（20 件）、大雨被害に関する相談（19 件）などが特徴的となっている。

図 1

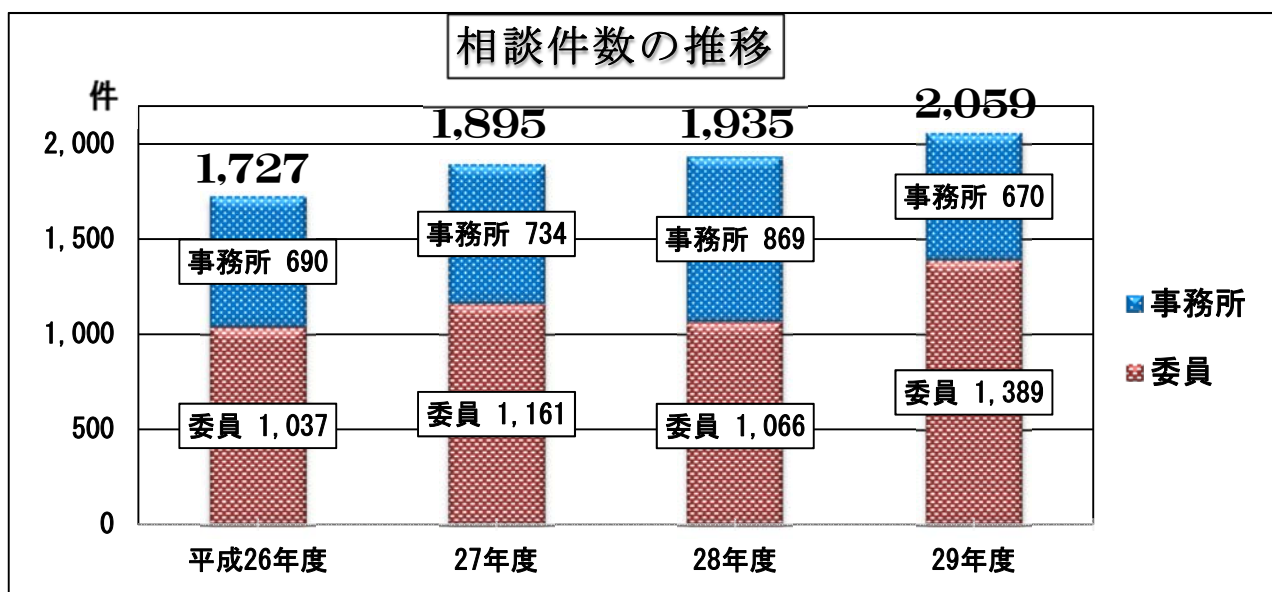


図 2

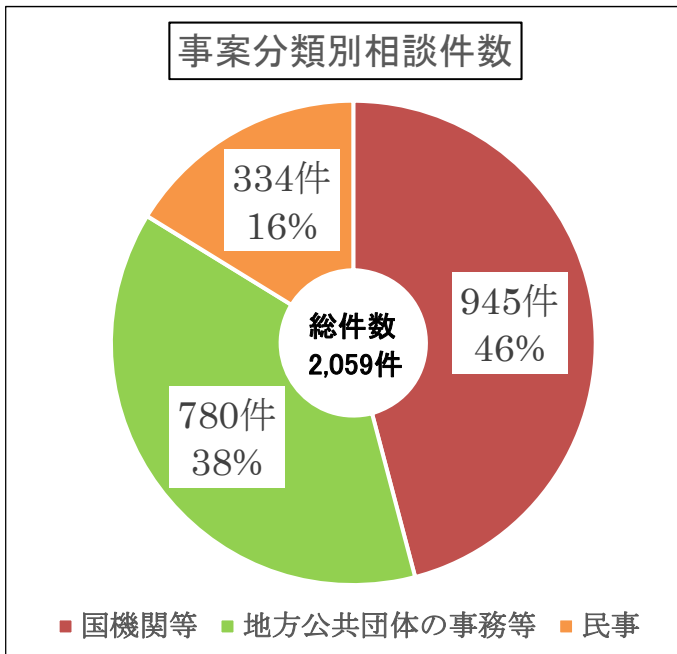
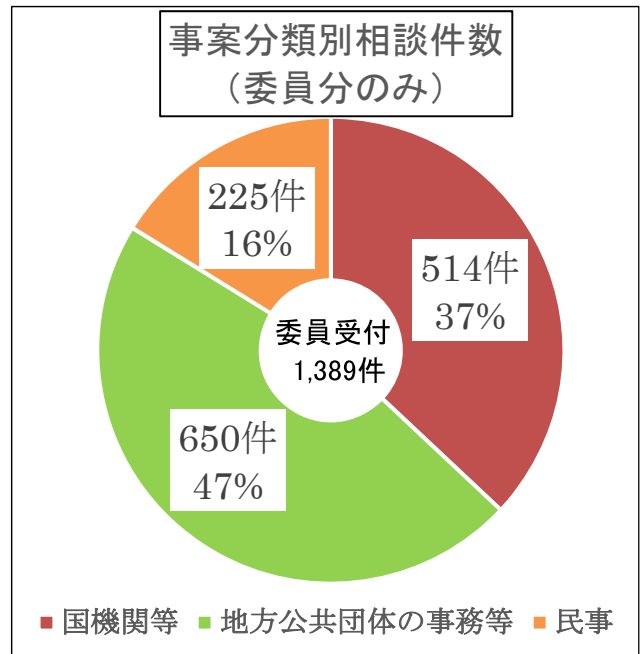


図 3



(行政相談委員とは)

行政相談委員とは、行政相談委員法に基づき、総務大臣から委嘱を受けた民間有識者（ボランティア）で、住民と行政のパイプ役として、住民から行政に関する苦情や意見・要望を受けつけ、これを関係行政機関に通知し、その解決の促進を図る活動を行っています。

センターにおける主な取組実績

平成 29 年 7 月の大雨災害に対応して、横手市及び大仙市で被災者支援特別合同行政相談所を開設。3 箇所合計 31 件の相談を受け付けた。



大仙市に対する相談には委員が同席

表 被災者支援特別合同行政相談所の開設状況

開催地	開催日時・場所	受付件数	参加機関等
横手市	9月21日（金）13～16時 大森コミュニティセンター	15件	秋田弁護士会、東北税理士会秋田県支部連合会、横手市、行政相談委員、秋田行政評価事務所
大仙市	9月29日（金）13～16時 西仙北中央公民館	7件	秋田弁護士会、東北税理士会秋田県支部連合会、大仙市、行政相談委員、秋田行政評価事務所（秋田行政監視行政相談センター）
大仙市	10月6日（金）13～16時 協和市民センター和ピア	9件	

- 主な相談内容は以下のとおりで、それぞれ制度の内容等について説明を行った。
 - ・ 確定申告で雑損控除を受けるために必要な書類を教えてほしい。
 - ・ 農業被害を受けたので、支援制度を教えてほしい。
 - ・ 水道料金の減免制度について教えてほしい。

行政相談委員の主な活動事例

【活動事例】

男鹿市内の行政相談委員が、市内の全ての老人クラブ（10クラブ）を巡回して、行政相談制度の広報を行うとともに参加者と懇談して、40件の意見要望等を聴取。



主な内容は以下のとおりで、内容に応じて関係機関に連絡等を実施。

- ・ 歩道がなく、車道の脇を歩かざるを得ない箇所があるが、側溝に蓋がないので蓋の設置を検討してほしい。
- ・ 湾一帯に流木などが漂着しており、一部は地元住民で撤去したが、量が多く景観を損ねている。観光客のためにも、流木等を撤去してほしい。

行政相談委員の主な取扱事例

（相談事例 1）

【相談要旨】 豪雨災害復旧時に体を休められるよう市営住宅の貸与をお願いしたい。

平成 29 年 7 月 22 日から 23 日にかけての豪雨により雄物川の支流である淀川が氾濫し、床上浸水の被害を受けた。ボランティアの支援も始まって復旧も進んできているが、1週間が経過し、被災者も疲労が蓄積してきている。

体を休めながら、自宅の復旧ができるように市営住宅等を借りることはできないか。

【対応結果】

委員は、市に電話で相談の内容を説明し、対応をお願いした。市からは「市営住宅等、宿泊先を確保したい。」との回答があった。

後日、当センターが市の対応状況を確認したところ、被災した3世帯に対し市営住宅を無償で貸与したとのことであった。

（相談事例 2）

【相談要旨】 隣家の空き家が危険なので、何とかしてほしい。

隣家が空き家となっており、その家の小屋がつぶれている。強風時などに、小屋のガラス破片等が自宅に飛んでくるので、とても危ない。

【対応結果】

委員が現地確認を行い、市に相談内容を連絡したところ、後日、市においても状況を確認し、空き家の所有者に適正な管理を依頼する文書を送付することになった。

(相談事例3)

【相談要旨】 帰宅に支障を来すので、国道の通行止め規制を緩和してほしい。

国道 282 号線にある橋の復旧工事に伴って、2週間にわたり 20 時から翌朝5時まで一部区間が全面通行止めになる。工事区間は迂回路がないことから、通行止め期間中は、国道を利用する市民が帰宅できないといった事態が想定されるため、通行止めの時間帯を遅らせるなどの緩和措置を講じてもらえないか。

【対応結果】

委員が工事を発注した県の地域振興局に対して、相談者の要望を伝えたところ、通行止めになる時間帯において、30 分に1回の間隔で通行を一時的に解放する措置を講じてもらうことになった。

(相談事例4)

【相談要旨】 震災後、湧水の水量が低下しているのので、水量が回復できるよう対応してほしい。

市内にある湧水の水量が東日本大震災後、減っており、訪れた方が落胆しているのを目にした。市役所に対して、水量が回復するよう対応を依頼したが、まだ、対応等が取られていない。

【対応結果】

委員から改めて、担当課に対応を依頼した。その結果、市長と相談者の面会が実現し、水量低下の原因調査が実施されることとなった。

調査の結果、地中の取水管に障害物が入り込んでいることが分かり、障害物を除去した結果、湧水の水量は回復した。

TOPIC

秋田センターに寄せられたご相談により、制度が改正されました。

○「24 時間運営の保育所への夜間保育加算の適用について」

【相談要旨】

私どもでは、勤務者用に 24 時間運営の事業所内託児所を設置している。今回、託児所の定員に事業所勤務者以外の地域枠を新たに設けて、事業所内保育事業として平成 29 年 1 月に市町村から認可を受け、同年 4 月 1 日の開所に向け、公費申請を行っている。

公費申請の中に「夜間保育加算」という項目があるが、加算の認定を行う市町村と秋田県は、「夜間保育加算」は、夜間保育のみ行う保育所を対象に加算することとなり、24 時間運営の保育所は「夜間保育加算」の対象にはならないとの回答があった。

同じ夜間保育を実施しているのに、夜間保育のみを行う保育所には加算され、24 時間運営の保育所には加算されないのはおかしい。「夜間保育加算」の有無によって公費の支給額に大きな差が生じることから、ぜひ、対象となるように制度を改めてほしい。

【対応内容】

制度を所管する内閣府に照会したところ、同府も市町村や県と同じ説明だったので、同府内において改めて検討を行うよう依頼した結果、平成 29 年 10 月 27 日に内閣府等の連名により各都道府県知事宛に『「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について』の通知が発出され、今回相談のあった 24 時間運営の保育所も新たに助成対象となるよう改正された。

また、この変更は、平成 29 年 4 月に遡って適用されたことから、助成金も 4 月分から支給されることとなった。

Next Event

「行政と暮らしの困りごと相談所（夜間相談所）」

行政に対する各種相談（苦情・要望等）、借金・相続・離婚等に関する弁護士相談、登記・成年後見等に関する司法書士相談、税に関する税理士相談、年金や健康保険等についての社会保険労務士相談及び遺産分割協議書・官公署への提出書類などについての行政書士相談に応じる相談所（利用無料）を開設します。

日 時：平成 30 年 6 月 26 日（火） 17 時から 20 時まで

会 場：秋田市民交流プラザ「アルヴェ」1 階きらめき広場

照会先：総務省秋田行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課長 中田 敏
T E L : 018-824-1426
F A X : 018-824-1427
E-MAIL : akita30@soumu.go.jp